

管理番号 292

提案事項 不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止

提案団体 九州地方知事会（福岡県提案分）

●国交省の第1次回答には、都道府県が試験事務に関与しなければならない理由についての説明が全くないことから、国交省も都道府県を経由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。都道府県経由の廃止により受験機会を喪失する者が生ずるといふのであれば、具体例をもって示してほしい。

本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、国の事務について国民へのサービス低下を理由に国とは独立した都道府県に単純な事務を押し付けることは、地方分権の流れに逆行するものである。

また、受験者の住居との物理的距離を重視するのであれば、何故、県内に12カ所存在する地方整備局、河川事務所、国道事務所などの国交省の出先機関を窓口としないのか。経由の廃止に伴う本省での集中処理により事務処理の遅延を懸念しているが、省内の出先機関との協力体制を構築すればよいと思われる。

●国交省は、電子申請が開始して10年近く経過した今日においても、電子申請の割合が低いことを理由に都道府県を経由を必要とするが、不動産鑑定士の受験者でインターネットが使用できない者はごく少数だと思われ、電子申請の割合が低いのはシステム自体に利用を阻害する要因があるのではないかと思われる。国交省が受験者の利便性を最優先するのであれば、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要である。そうした議論がない中で、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だと思われる。

●国交省は、書類申請の受験者には、申込の受付や問い合わせ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいと主張するが、窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけである。本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、その殆どは職場が県庁に近いなど郵送よりも持参の方が手間のかからないケースである。

このような実態を鑑みたときに、郵送申請が困難な者は想定できないため、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的な理由も見当たらない。

●郵送の場合は、各都道府県を経由せずに直接国へ郵送することとしても、受験者の利便

性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示など都道府県だけでは対応できない問題についても国交省が統一的な窓口として迅速に対応することとなり、また、郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。（同省が所管する一級建築士試験など、他の試験（士業等）の受験申込において、都道府県を経由していないものもあり、不動産鑑定士試験だけ都道府県を経由させる必要性は考えられない。）

●具体的な支障事例に対し国交省は、「試験に関する統一的な問い合わせ先を明記しており、今後とも周知する」としているが、この支障事例は、受験申込と変更届の際で提出方法、提出先が変わることが受験者の混乱を招き、利便性を低下させているという制度自体の問題性を示しているのであって、「試験に関する統一的な問い合わせ先の有無や周知度」と関係するものではない。

国交省が作成した「試験案内」の7ページには、郵送申請した受験者へのお願いとして「受付窓口（都道府県）への電話によるお問い合わせは、お控えください。」と明記されているが、国交省への問い合わせは特段制限していない。書類の郵送先である都道府県にその後の問い合わせができないということ自体が都道府県を経由させることの問題を示しているように思われる。

都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。